別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「第2号被保険者」という。）数	基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人　人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 － 500	42,876	10,198	8,523	7,989	5,450	5,204	614	368	1,472	1,326	1,204	772
501 － 1,000	75,036	17,848	14,916	13,982	9,537	9,107	1,076	644	2,576	2,322	2,108	1,350
1,001 － 1,500	109,635	26,077	21,794	20,429	13,936	13,306	1,572	943	3,764	3,394	3,081	1,973
1,501 － 2,000	149,348	35,524	29,688	27,830	18,983	18,126	2,141	1,285	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001 － 3,000	192,188	45,714	38,203	35,812	24,428	23,325	2,755	1,652	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001 － 4,000	238,717	56,782	47,453	44,482	30,342	28,972	3,422	2,053	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001 － 6,000	306,074	72,801	60,843	57,034	38,904	37,147	4,387	2,632	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001 － 9,000	430,079	102,297	85,492	80,140	54,665	52,197	6,164	3,698	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001 － 12,000	590,934	140,558	117,467	110,113	75,111	71,719	8,471	5,082	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001 － 15,000	760,324	180,850	151,139	141,678	96,640	92,277	10,898	6,539	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001 － 25,000	860,624 円に200人を超えるごとに 9,800 円を加算した額	204,706 円に200人を超えるごとに 2,331 円を加算した額	171,077 円に200人を超えるごとに 1,947 円を加算した額	160,367 円に200人を超えるごとに 1,826 円を加算した額	109,390 円に200人を超えるごとに 1,246 円を加算した額	104,451 円に200人を超えるごとに 1,190 円を加算した額	12,336 円に200人を超えるごとに 140 円を加算した額	7,402 円に200人を超えるごとに 84 円を加算した額	29,524 円に200人を超えるごとに 336 円を加算した額	26,620 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	24,159 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	15,476 円に200人を超えるごとに 175 円を加算した額
25,001 － 70,000	1,350,662 円に200人を超えるごとに 9,821 円を加算した額	321,266 円に200人を超えるごとに 2,335 円を加算した額	268,489 円に200人を超えるごとに 1,953 円を加算した額	251,680 円に200人を超えるごとに 1,830 円を加算した額	171,675 円に200人を超えるごとに 1,248 円を加算した額	163,925 円に200人を超えるごとに 1,192 円を加算した額	19,361 円に200人を超えるごとに 140 円を加算した額	11,616 円に200人を超えるごとに 84 円を加算した額	46,381 円に200人を超えるごとに 337 円を加算した額	41,821 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	37,953 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	24,313 円に200人を超えるごとに 176 円を加算した額
70,001 － 150,000	3,967,197 円に200人を超えるごとに 9,253 円を加算した額	943,628 円に200人を超えるごとに 2,201 円を加算した額	788,613 円に200人を超えるごとに 1,839 円を加算した額	739,241 円に200人を超えるごとに 1,724 円を加算した額	504,248 円に200人を超えるごとに 1,176 円を加算した額	481,483 円に200人を超えるごとに 1,123 円を加算した額	56,866 円に200人を超えるごとに 133 円を加算した額	34,120 円に200人を超えるごとに 80 円を加算した額	136,206 円に200人を超えるごとに 317 円を加算した額	122,810 円に200人を超えるごとに 286 円を加算した額	111,444 円に200人を超えるごとに 259 円を加算した額	71,388 円に200人を超えるごとに 167 円を加算した額
150,001　人以上	2,412,223	573,766	479,511	449,490	306,604	292,763	34,577	20,746	82,801	74,662	67,751	43,397

備　考

1. 第2号被保険者数の欄は、当該年度における平均第2号被保険者数の区分をいうこと。
2. 当該年度における平均第2号被保険者数は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における第2号被保険者数の合計数を前年度の1月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
3. 地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
4. 寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和六年度の予算に係る補助金等から適用する。